



特別償却と税額控除

特別償却とは
どんな制度か

「特別償却」とは、一定の法人が特定の減価償却資産を取得等した際に、通常の減価償却費に取得価額等の一定割合を上乗せして減価償却を認める制度です。

たとえば、一定の法人が要件を満たす特定機械装置等（耐用年数10年、定率法）を1,000万円で購入して事業供用した場合、普通償却限度額200万円に特別償却限度額300万円を加えた合計500万円が償却限度額となります（図表1参照）。

このほか、特別償却に似たような制度として、特定の減価償却資産を取得した際に償却限度額を一定期間割増し計算する「割増償却」や、通常の使用時間を超えて

使用等している機械装置について償却限度額の増加を認める「増加償却」があります。

特別償却は減価償却を先取りする制度なので、トータルで損金算入できる金額は特別償却の有無にかかわらず同じになります（図表2参照）。そのため供用初年度の税負担は軽減されますが、その後の年度で税負担は大きくなるという特徴があります。税負担の軽減は一時的なものであることから、こうした優遇制度のことを「課税の繰延」といいます。

税額控除とは どんな制度か

税額控除（法人税の特別税額控除）とは、一定の法人が特定の減価償却資産を取得等した際に、特別償却に代えて、取得価額等の一

定割合の法人税額を減額する制度です。

たとえば、一定の法人が要件を満たす特定機械装置等を1,000万円で購入して事業供用した場合は、70万円の法人税が減額されます。

ただし、供用年度の法人税額の20%相当額が限度となるため、70万円の減額を受けるには税額控除前の法人税が350万円以上あることが前提となります（ただし、控除しきれなかった残額を翌年に繰り越す制度もあります）。

税額控除は特別償却と異なり、供用初年度に減額された法人税が、その後の年度で増えることはありません。

税負担が軽減されることから、こうした優遇制度のことを「課税の減免」といいます。

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は特別償却と税額控除について解説します。

税理士
平井満広

- 掲載テーマ
- ⑤ 特別償却と税額控除
 - ⑥ 中小法人と中小企業者
 - ⑦ 特別償却準備金
 - ⑧ 少額資産と一括償却資産
 - ⑨ 任意記帳
 - ⑩ 任意記帳

図表1 特別償却の計算例

| | |
|-------------------|-----------------------|
| （前提条件） | |
| ・特定機械装置等の取得価額 | 1,000万円 |
| ・耐用年数と償却方法、償却率 | 10年 / 定率法 / 0.200 |
| ・特別償却限度額 取得価額×30% | |
| （計算過程） | |
| ①普通償却限度額 | 1,000万円×0.200 = 200万円 |
| ②特別償却限度額 | 1,000万円×30% = 300万円 |
| ③償却限度額合計 | 200万円 + 300万円 = 500万円 |

図表2 特別償却の有無と各年度の償却限度額（概算）
取得価額1,000万円、耐用年数10年、定率法0.200（単位：万円）

| | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 特別償却なし | 200 | 160 | 128 | 102 | 82 | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 | 1,000 |
| 特別償却あり | 500 | 100 | 80 | 65 | 65 | 65 | 65 | 58 | | | 1,000 |

④ 税額控除
限度額
〔税額控除限度額〕＝取得価額（船舶の場合）×取得価額×75%×
7%
ただし、調整前法人税額の20%相当額が限度となります。控除しきれなかった

① 対象資産
次のすべての要件を満たす特定経営力向上設備等が対象です。
1) 生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェア
2) 中小企業等経営強化法の経営力向上計画に記載された中小企業等経営強化法施行規則第8条2項の経営力向上設備等
3) 取得価額要件
・機械及び装置：1台160万円以上
・一定の工具、器具及び備品：1

② 指定事業
適用対象となる主な事業は、製造業、建設業、農業、林業、漁業、卸売業、小売業、料理店業、不動産業、物品賃貸業、電気業（充電事業を含む）、娯楽業（映画業を除く）等は対象となります。
③ 特別償却限度額
〔特別償却限度額〕＝取得価額×100%（全額即時償却）
なお、供用初年度に償却不足額が生じた場合は翌事業年度に繰り越すことができます。
④ 税額控除限度額
・中小企業者等のうち、資本金の額または出資金の額が3,000万円以下の法人等
〔税額控除限度額〕＝取得価額×10%
前記以外の法人
〔税額控除限度額〕＝取得価額×7%
ただし、調整前法人税額の20%相当額が限度となります。控除しきれなかった超過額は1年間の繰越しが認められます。

なお、2019年度税制改正により適用期限が2021年3月31日まで延長されます。

- ① 対象資産
・機械及び装置：1台160万円以上
・一定の測定工具及び検査工具：1台120万円以上（1台30万円以上120万円未満の工具は事業年度合計120万円以上）
・一定のソフトウェア：1台70万円以上または事業年度合計70万円以上
・その他一定の大型貨物自動車や

内航船舶

② 指定事業
適用対象となる主な事業は、製造業、建設業、農業、林業、漁業、卸売業、小売業、料理店業等です。
不動産業、物品賃貸業、電気業（充電事業を含む）、娯楽業（映画業を除く）等は対象なりません。
③ 特別償却限度額
〔特別償却限度額〕＝取得価額（船舶の場合）×取得価額×75%×30%
なお、供用初年度に償却不足額が生じた場合は翌事業年度に繰り越すことができます。

超過額は1年間の繰越しが認められます。

(2) 中小企業経営強化税制（特定経営力向上設備等）を取得した場合の特別償却または税額控除
青色申告法人のうち中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得等して一定の事業の用に供した場合に、供用初年度に特別償却または税額控除が認められます。なお、2019年度税制改正により特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行なったうえで、適用期限が2021年3月31日まで延長されます。

台30万円以上

一定の建物附属設備：1台60万円以上
一定のソフトウェア：1台70万円以上
② 指定事業
適用対象となる主な事業は、製造業、建設業、農業、林業、漁業、卸売業、小売業、料理店業、不動産業、物品賃貸業、電気業（充電事業を含む）、娯楽業（映画業を除く）等は対象となります。
③ 特別償却限度額
〔特別償却限度額〕＝取得価額×100%（全額即時償却）
なお、供用初年度に償却不足額が生じた場合は翌事業年度に繰り越すことができます。
④ 税額控除限度額
・中小企業者等のうち、資本金の額または出資金の額が3,000万円以下の法人等
〔税額控除限度額〕＝取得価額×10%
前記以外の法人
〔税額控除限度額〕＝取得価額×7%
ただし、調整前法人税額の20%相当額が限度となります。控除しきれなかった超過額は1年間の繰越しが認められます。

平井満広税理士事務所代表「会計を通して人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。